

ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」

太 田 要

はじめに

- 一 『イギリス統治史論』の主題と構成
 - 二 貨幣経済の展開
 - 三 国王と議会
 - 四 宗教改革
- おわりに

はじめに

十八世紀後半のイギリスは、産業革命が本格的に進行する一方、植民地支配といわゆる固有な重商主義にささえられた名譽革命体制が大きく揺らぎはじめていた。すなわちジョージ三世の即位後、その専制政治がウィルクス暴動を生み、それは議会改革運動の起点となり、その中から抬頭してくるラディカリズムはアメリカ革命やフランス革命のインパクトを受けてさらに高揚しつつあった。⁽¹⁾ このような時代にあつて、アダム・スミス

ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」

もその独自の立場からこの危機的状況に対処したのであり、それは国富論における重商主義批判に示されている。しかしスミスがいかなる立場に立つて重商主義批判を行ったのかについては、異なる解釈が生まれ論争に発展することとなった。⁽²⁾ それは、スミス体系の内部それ自体に、その政治的立場に関して多義的解釈をゆるすような要素があつたことばかりではなく、スミス自身が政治的発言・行動に慎重であつたことにもよるものであつた。一方、スミスと同じくスコットランド歴史学派の有力な一員であり、スミスの愛弟子でかつ親しい友人であつたジョン・ミラー (John Millar, 1735—1801) は政治に深くかかわつており、またその政治的立場も著書に明確に表わされている。したがつてジョン・ミラーの政治思想の検討は、スミスの政治的立場の解明に何らかの貢献が期待できるのではないかと思われる。

ところでスミスは『国富論』第三編において、「ローマ帝国

没落以後」のヨーロッパ史における最大の画期を市民革命にではなく、絶対王制の成立に見ている。そしてそのような歴史認識は、その後の理論展開においてスマイスをして原蓄国家としての名著革命体制の本質を見失わせることになった。⁽³⁾このようにその理論体系において重要な意義をもつ画期としての絶対王制の成立を、スマイスは主として経済的基礎過程の変革の側面から把握しており、政治構造や国制が基礎過程からどのような影響を受けたかの史実に即しての具体的な分析はほとんど行っていない。経済構造ばかりではなく政治構造におけるいかなる変革が絶対王制に画期としての資格を与えたのかは、イギリスの国制の認識にかかわる問題であり、それは当時のイギリスにおいて、すぐれて政治的性格をもつ問題であった。⁽⁶⁾ジョン・ミラーは、その主著の一つである『イギリス統治史論』において、スマイスと同じ歴史認識と経済史的把握を前提としながら、絶対王制の成立について国制論的視角から、そのすぐれた歴史理論を駆使して見事に描き出している。

そこで筆者は本稿において、『イギリス統治史論』を主に絶対王制の成立期に限定して分析し、スコットランド歴史学派の一人としてのミラーの歴史把握の特徴を検討するとともに、それがいかなる政治的意味をもっており、いかにその絶対王制認識を規定していたかを明らかにしたい。そしてそこで析出されたミラーの歴史理論の視角をスマイスの歴史把握の論理構造に重ね合わせることににより、スマイスの政治的立場の測定のための手

がかりをえたいと考える。

(1) この時代の政治問題と政治思想については、小松春雄『イギリス保守主義史研究—エドマンド・パークの思想と行動—』、御茶の水書房、一九六一年）が詳しい。また小林昇氏の十八世紀イギリスの政治史と政治思想史についての示唆に富む概観がきわめて有益である。小林昇『経済学史著作集』Ⅳ、（未来社、一九七七年）の二一九—二三八頁。

(2) 内田義彦氏と小林昇氏との間で、スマイス理解をめぐるたたかわされた、いわゆる「内田、小林論争」がそれであり、この点については論争の一方の当事者である小林氏自身によるゆきとどいた回顧があり、きわめて有益である。小林昇、前掲書の「あとがき」を参照。

(3) ミラーは青年時代、母校のグラスゴー大学でスマイスの道徳哲学の講義を聴講し、またスマイスの紹介で、ヘンリー・ヒュム（ケイムズ卿）の息子の家庭教師をしたり、後にグラスゴー大学で民法法（Civil Law）の教授になる際にもスマイスの支持があったといわれる。そしてデュゴルド・スチュアートによればミラーは、スマイスによって「その死に至るまで絶えることなく、もっぱら親密で敬愛された友人の一人であった」といふ。cf. William, C. Lehman, *John Millar of Glasgow 1735-1801*, Cambridge 1960, pp. 11-17 など。山崎怜「ミラー夫妻とその家系」（香川大学研究年報、第二号、一九六二年）および、同じく「グラスゴー大学市民教授」（七六一—一八〇二）としてのジョン・ミラー」（香川大学経済論叢、第三九巻、第三号）も参照。cf. *Biographical Memoir of Adam Smith*

by David Stewart [1793], *Account of the life and writings of Adam Smith, LL.D.*, Kelly, 1966, pp. 10-11 『アダム・スミスの生涯と著作』(福謙忠訳) 御茶の水書房、一九八四年、十頁。

(4) ミラーは議会改革運動に関係し、またフランス革命に対しても好意的であったといわれる。山崎恰「クリストファ・ワイヴィルへのジョン・ミラーの手紙」(香川大学経済論叢、第四十巻、第二号) および同じく『クリトウの手紙』について(1)(2)(3)、同第三十四巻、第五・六号、第二十五巻一号、第三十六巻、第二号)を参照。

(5) 小林昇『国富論』における歴史批判』および『国富論』の歴史像と原始蓄積』(前掲)著作集』第二巻、一九七六年)を参照。

(6) イギリスの国制認識の問題は第一節で詳しく述べる。

(7) *An Historical View of the English Government from the Settlement of the Saxons in Britain to the Accession of the House of Stewart, 1787*. 第三版になると遺稿が付け加えられて四巻本となり、前のタイトルに *to which are subjoined some Dissertations connected with the History of the Government from the Revolution to the Present Time* が追加され、一八〇三年に出版された。本稿では第三版を定本とした第四版を用い、*Historical View* と略記する。

一 『イギリス統治史論』の主題と構成

ここでは後論での理解への便宜上、『イギリス統治史論』の主題と構成を明らかにしておくきたい。

まず本書の巻頭に付されているチャールズ・ジェイムズ・フ

ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」

オックスへの献辞からみてみよう。

「イギリスの統治の進歩を叙述するにあたって、私はわが制限王制 (limited monarchy) の本性 (nature) が生み出した二大政党に特有な偏見のみならず、その問題 (イギリスの統治の進歩―筆者) についてもちがちなあの盲信的な先入観を避けようとする努めをした。」⁽¹⁾

そして本書の主題については、序文の中で次のように述べている。

「順序として最初に扱うサクソン時代に関して、多くの学者はそれはあまりにも昔のことであり、したがってきわめて実りのない粗雑な展望しかえられないので、いかなる特別の検討にもあたしいえないのだと考えていたようである。しかしわれわれの現在の国制 (constitution) の基礎は、初期のその時代にすえられたのだということ、したがってその国制が基礎をおいている原理を検討しなければ、われわれは上部構造 (superstructure) の性質について正しい意見をもつことができないのだと考えられるべきである。」さらに序文の最後の部分で、「いかなる幸運な出来事が重り合って、この島に市民的自由 (civil liberty) のきわめて広範な体系が確立されたのか。ローマの属州に侵入したすべてのあの野蛮人たちのうちで、もっとも寧猛であることでもと有名であったわがサクソン人の先祖が、自由のより抱括的な観念を抱くことができ、そして広大な人口稠密な帝国に、かくも繁栄と幸福を生み出した政治制度を

まっさきに始めることができたのは偶然によるものなのか、意図されたものなのか、それとも特殊な状態の影響によるものなのか」と述べている。⁽⁴⁾

この時代の名誉革命体制批判として登場するラディカリズムは、多かれ少なかれ自然権と抵抗権に依拠するロッキアンであったがその思想的色合いは様々で、伝統的国制の存在を否定するベイン・アングロ・サクソンの自由を唱えるカートライトなどがいた。また、名誉革命体制理解をめぐっては、一七三〇年代にボリングブルックとウォルポール派との論争があり、一七四五年のジャコバイトの反乱後の危機に対処する意図をもって書かれたヒュームの『イギリス史』もこの問題に答えるためにその歴史叙述をアングロ・サクソン期まで遡らせたのであった。⁽⁶⁾ いずれにせよ、アングロ・サクソン時代の国制をどう把握するかは、それぞれの政治的立場の正当化に大きな意味をもっていた。

右の引用はこうした状況をふまえてのものであり、そこで見る限りミラーの立場は、現国制がアングロサクソン以来続いてきたという、いわゆる伝統的国制の存在を信ずるウィッグのものといえる。しかしその国制理解という視角から本文の内容を分析してみるとやや異なるミラーの姿が浮かんでくる。すなわち、ミラーはアングロ・サクソン期の分析において、現在国王の大権を支持する人々は、アングロ・サクソン期の統治を絶対王制 (absolute monarchy) と考え、人民の権利を擁護した人

々は、この時代の統治における議会の独立性を重視したが、実際にはそのいずれでもなく、初期の時代にはこの国でもみられる政治制度であったとしている。⁽⁷⁾ そして「アングロ・サクソン政府は、いかなる特別の仕方においても、人間の自由と自然的諸権利 (natural rights) を守ろうとはしなかった」⁽⁸⁾ とも述べている。またヘンリー一世の憲章やジョン王のマグナ・カルタは、「それらの憲章が獲得された事情や当時の国の一般状態を検討してみるならば」それが「最高の自由の原理」によって行われたものでも「人民の自由」を拡大しようとしたものでもなく、少数個人の特権を拡大しようとしたものであったことがわかる⁽⁹⁾ としている。だがミラーはリチャード二世が王権を強化し大貴族に対抗するために議会の協力を得ようとした時代を「イギリス憲政史上注目すべき時代」でこれについて「わが国の古来の統治の制限的性質を示すものである」と評している。⁽¹⁰⁾ そして、この後、議会がその権能と特権を獲得していったことを叙述し、それを「イギリスの統治の他の部門と同様に直接の便宜 (convenience) の観点からなされたものであり、速い将来の結果を予見したものでもなければ意図したものでもなかった」⁽¹¹⁾ とミラーは述べている。

以上のようにミラーは、アングロ・サクソン期における「自由のより抱括的な観念」には否定的であり、それはその後の歴史的進展の中で徐々に形成されてきたのだと考えている。つまり、ミラーは、伝統的国制「古来の国制」(ancient consti-

tution) というものを、歴史の進行の中で「便宜」の観点から徐々に形成されてきた制限王制と考えているのである⁽⁹⁾。そしてこの「古来の国制」は次第に神話化され、規範的な意味をもつようになっていくのであるが、これについても鋭くミラーは指摘している。

「こうして主に貴族の利益を増進させることを意図した絶対権力の制限は、状況の変化によってあたかもその制限がもっとも崇高なる愛國精神からともと生じたものであるかのよう⁽¹³⁾に全社会に等しく利益あるものに解釈しなされたのである。」つまり「庶民 (commons) は、後の時代に自らの自然権を保証し市民的自由を拡大するために」その時代の状況に合わせて、過去の大権の制限の事実を利用したのである⁽¹⁴⁾。

以上のようにミラーにおいて「古来の国制」とは、単なる抽象的原理ではなく、歴史分析を通じて学問的(『科学的』)に基礎づけられたものであった⁽¹⁵⁾。また、本書におけるフォックスへの献辞から察せられるように、さしあたってのテーマはロッキンガム派ウィッグの政治的立場を歴史研究を通して正統化することを意図したものであって、その意味で本書は十八世紀における「歴史的政治的利用」のすぐれた業績であったといえよう⁽¹⁶⁾。

次に『史論』の構成について、若干ふれておきたい。ミラーはイギリス史を三つの時代に区分している。

すなわち第一期はサクソン人の征服からノルマン征服まで、第二期はウィリアム征服王からスチュアート朝まで、第三期は

ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」

ジェイムズ一世の治世から現在までである。そしてこの時代区分の規準は、ミラー自身の、「財産の配分」(distribution of property) とか「財産に常に伴う(usual attendant property) 政治権力」という表現があるところから、財産関係に規定された権力関係または統治構造ということであろう⁽¹⁷⁾。その規準にしたがって、ミラーは第一期と二期を一括して封建制度 (feudal system) と言ひ、それぞれ第一期を「封建的貴族制」(feudal aristocracy)、第二期を「封建王制」(feudal monarchy) と呼んでいる。第一期と第二期の相違は、第一期において土地所有が自由土地所有 (allodial) から封建的土地所有 (feudal) へ転換し、大貴族が権力をもち王権が弱体であったこと、第二期では第一期における大貴族が互いに反目し敵対し合ひ、当事者能力を失うようになると、王がその統制役としてクローズアップされ、王と貴族の間に主従関係が結ばれ、王の手に財産が多く蓄積され、この段階で封建制度が完成されたことにあるとされている。そしてこの第二期の封建王制の末期における王権の高まりをミラーは絶対王制期とみている。第三期は商業的政府 (commercial government) と呼ばれ、この頃絶対王制期から始まった商工業の進歩により「富裕と独立」が下層民まで行き渡り、王から庶民院 (commons) が独立し、封建制度が廃止されたとしている。市民革命は、このような状況の政治的帰結であり、それをミラーは民主政府 (popular government) の確立とか、「古来の制限王制 (ancient limited monarchy) の慎重べ

穏やかな修正」と呼んでいる。ここでミラーが、今日のわれわれの常識とは異なって、スチュアート朝を「封建王制」期、したがって絶対王制期に入れておらず、商業的政府と規定していることに注目しておきたい。¹⁹⁾

以上の事に留意して二節以下、ミラーの絶対王制把握の論理構造を見ていこう。

- (1) この献辞が書かれたのは一七八六年である。したがってこの時点でのミラーの政治的立場は、ロッキンガム派ウィッグであった。そしてフランス革命後に同党が分裂した後もミラーは一貫してフォックスの政治姿勢を支持していたから、彼の最終的政治的立場はフォックス派ウィッグということになる。
- (2) 「イギリス統治史論」には序文が二つある。すなわち初版の時に第一巻に付されたものと第三版の時に全四巻となった内の第三巻に付されたものがある。²⁰⁾取りあげる序文は最初のものである。
- (3) *Historical View*, Vol. I, p. 6. ²¹⁾
- (4) *Ibid.*, pp. 7-8.
- (5) これらの様々な急進主義思想については永井義雄『イギリス急進主義の研究』（御茶の水書房、一九六二年）を参照。
- (6) ボーリングブルックを中心とする歴史論争との関連でヒュームの『イギリス史』を論じたものに、大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』（岩波書店、一九七七年）がある。
- (7) *Historical View*, *op. cit.*, pp. 207-208.
- (8) *Ibid.*, p. 376.
- (9) *Historical View*, Vol. II, pp. 80-81.

(10) *Ibid.*, p. 169.

(11) *Ibid.*, p. 232.

(12) クリストファ・ヒルは、アングロサクソンの自由ノルマン・ヨーク説と対比して、ミラーのこのようなイギリスの国制に対する見解の卓越性を次のように評価している。

「ノルマン・ヨーク」と関連した一団の観念が、暴力、財産および国家の起源の間の関係を絞って、歴史の理解にある重要な貢献をした、と言うことができる。最も批判に曝される点は、社会として、またしたがって、絶対的な妥当性ではなしに、相対的な妥当性しかもたないものとして考える歴史の概念にまで到達したことはなかったということである。十八世紀にあって、この概念に最も近接したのはグラスゴー大学教授ジョン・ミラー……………であった。」C. Hill, *The Norman York, Democracy and the labour movement, Essays in honour of Dora Torr*, edited by John Seville London, 1954 (紀藤信義訳『ノルマンの呪』未来社、一九六〇年、一五二頁)。

(13) *Historical View*, *op. cit.*, p. 80.

(14) *Ibid.*, p. 81.

(15) このようなミラーの立場をフォーブズは「科学的ウィッグ主義」と呼んでいる。(D. Forbes, "Scientific Whiggism, Adam Smith and John Millar", *Cambridge Journal*, Vol. 7, Aug. 1954)

(16) リチャードソンは、十八世紀のイギリス革命史研究の特徴を「歴史的政治利用」にあるとして、章の副題に掲げている。(R. C.

Richardson' *The Debate o the English Revolution*, London.

1977 (今井宏訳『イギリス革命論争史』刀水書房、一九七九年、五一頁)

(17) 財産(所有)関係が政治権力を規定するという考え方は、一般に程度の差こそあれ、スコットランド歴史学派がハリントンから受容したものである。田中秀夫「ジョン・ミラー研究序説」(『甲南経済学論集』第三卷、第三号、一三〇頁)

(18) 蔽密に言うと、この時期においてミラーが真に絶対王制の名に値するものと考えているのは、ヘンリー八世の治世のみである。したがって次節以下では、便宜的にミラーの言うこの時期の王権の高まり一般を括弧つきの絶対王制として検討していくことにする。この点についてより詳しくは三節で述べる。

(19) 在地貴族から国王への権力集中過程を絶対主義時代と考えるならば、最高度に国王に権力が集中し、国王の意志のみによる統治が実現した、文字通りの絶対王制はスチュアート朝において成立する。篠塚信義「イギリス絶対主義の発展構造」(『岩波講座世界歴史』第十四卷、所収、一九六九年、一八二—一八三頁。)しかしミラーはスチュアート期における庶民院の激しい抵抗の方に注目し、すでにこの時期には財産関係の変動にもつく政治権力の変動が行われていたと考えていたようである。

二 貨幣経済の展開

本節以下では「絶対王制」の成立についてミラーの論ずるところを、貨幣経済の展開、国王と議会、宗教改革の三つに分け

ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」

を検討する)とする。

さてまずミラーは「絶対王制」の成立原因についてその基礎過程の変革から論ずる。すなわち主として商業史的観点から古代世界、中世イタリア、ハンザ同盟、ネーザーランド等々における経済発展を概観した後、商業革命→価格革命の影響を示唆して次のように述べる。

「十六世紀末と十七世紀の初めの頃、三つの事件が重り合って一般に商業及び製造業の状態、特にヨーロッパの状態に注目すべき変革(revolution)を生み出した。」その三つの事件とは羅針盤の発明、新大陸の発見、スペイン政府によるネーザーランド新教徒の弾圧であり、これらによってヨーロッパの貿易コースに一大変化が起こり、イタリア商人とハンザ商人が没落し、ネーザーランドの製造業は破壊されて、そこから去った新教徒たちは他のヨーロッパ諸国に移り住んで、その地にきわめてすぐれた「製造業における知識と技能、勤勉の習慣(Tabits of industry)」を伝えた。そして「すべてのヨーロッパ諸国民の中で、グレイト・ブリテンだけが、商業及び製造業の状態におけるこれらの重要な変化から最大の直接的利益を得る状態にあったのである。」

ではイギリスをしてこれらの変化を自国に有利なものにさせた主体的条件とは何であろうか。ここでミラーはイングランドにおける毛織物工業の発展に目を転ずる。

すなわちイングランドは昔から良質の羊毛を産するのに気候

が適しており、牧羊が盛んであったのだが、羊毛貿易が著しく盛んになったのはヘンリー七世の治世の時であった。「この頃ヨークシャの粗毛工業が、とりわけ豊富な石炭や水源によって、そうした種類の仕事に非常によく適する立地にあるウェイクフィールド、リーズおよびハリファックスにおいて発展した。」⁽³⁾右の引用にあげられた諸都市は、中世都市とは異って、いわゆる農村工業の展開にもなつて生まれ、やがて近代産業都市へと成長していくのだが、もちろんミラーにはその認識はない。ともあれ「この時代の製造業の拡大はその国の外観全体を一変させるほどに重要なものとなる」のである。⁽⁴⁾どのように「一変させた」のかミラーの言うところを約説してみよう。

トレイツマンや商人からなる都市や農村の拡大はその地域の食糧需要を増加させ、したがって「農民」(farmers)によつてもたらされたあらゆる物品の価値を高めるから、農民はより多くの利潤 (profit) を獲得するようになる。そこで借地人たち (tenants) は地代の増額を申し出るることによつて長期の借地契約を獲得し、地主は商業の進歩による奢侈の増加の影響で日々の経費が増加したために自らが放棄せざるをえなかつた従者に対する權威の喪失と引き換えに、金銭的補償を受け取ることによって満足した。⁽⁵⁾そしてミラーはこのような基礎過程の変革を実際のイギリス経済史に即して次のように把握している。

「こうした変化の結果、イングランドにおける隸農 (villains) は、ヘンリー七世の治世に大いに減少し、ジェームズ一世の即位前にはすっかり消滅してしまつた。いかなる公法による規制もなく、彼らの状態はその主人との個々の取引きによつて徐々に改善された。そして彼らの富裕が高度な特権の購買を可能にするにしたがつて、彼らは長期借地契約を獲得した。すなわち任意解約小作人 (copy holder) 又は自由土地保有 (free holder) へと転化したのである。」

右の記述は、テューダー王朝の祖ヘンリー七世による国民的統一のもとで、貨幣経済が急速に侵透・展開して封建社会を突きくずし近代的生産力の担い手たる自立自営農民層が出現するというミラーの認識を示すものであるが、われわれの現在の経済史的常識に照らせば、事態はそれほど単純ではなく、絶対王制下にあつては独立自由農民層も富裕化するにしたがつて上昇転化し封建的諸利害の下に再編成されていく様相を示していたのである。ミラーのこのような絶対王制の封建的性格への認識の欠如は結果として市民革命の意義の軽視へとつながるものであつた。ともあれミラーにあつては、以上のような自立自営農民層⇨自由な労働の出現こそが、イギリスが前にあげた三大事件を自国にとつて有利なものにするのできた主体的条件であつたのである。この点をもつと明確にするために、このような主体的条件を欠く国の事情を見てみよう。ミラーはそのような国としてスペインをあげている。

「イングランドと同様な利点をもつヨーロッパの唯一の国であるスペインでは、毛織物製造業の改善は様々な要因が重り合

って妨げられた。」その要因とは、キリスト教とマホメット教の争いの中で「住民の勤勉な部分」であるムーア人を迫害したこと。ネーザールランドの新教徒を一掃したこと。アメリカを保有したことによる国内への金銀の流入によって「人々が突然富を獲得し、商工業 (trade and manufactures) による容易に手に入りにくい利益を軽蔑するようになったため、その住民の勤勉が破壊された」ことなどである。⁽⁷⁾

いずれの要因も「勤労」(industry) を営む人々が、スペインに存在しえなくなることがあげられているが、このような人々こそイギリスにおいて近代的生产力の担い手となった独立生産者層であったのである。

そしてミラーによれば、この頃 (ヘンリー七世の治世) から、イングランド人は「絶えざる情熱をもって、熟練、技能および勤勉の習慣を増進させていったのである。そしてネーザールランドの毛織物工業の破壊は、「イングランド人がその事件 (オランダ独立戦争) を自国の利益に変える条件を整えるに至った」エリザベスの治世に起こった。自国をのがれてイングランドにやって来たネーザールランドの製造業者たちは、勤勉と技能、自分たちが長年維持してきた「安定した市場」によってイングランドの毛織物貿易を促進させた。たとえばウィルトシャーおよびその近隣諸州においては、上質毛織物 (fine wooler) の製造業が成立し、その急速な発展は関連産業部門をつくり出した。⁽⁹⁾」

ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」

獲得したとき、彼らの精励を他の部門に拡大することは容易である。」

右の約説は、十六世紀において毛織工業がイギリスの国民的産業として確立されるに至った過程を描いたものであるが、それが基礎過程としての自由農民層の創出・展開を前提として成長してきたという認識は、イギリスにおける製造業工業発展の起点が農村にあったことをミラーが的確に把握していたことを示すものであろう。⁽⁹⁾ しかし絶対王制の右のような経済発展を押し止めようという政策については何も言及していない。⁽¹⁰⁾ だからミラーは絶対王制を次のように規定する。

「当時のイングランド政府がその商工業 (trade and manufactures) を促進させる特別の傾向をもっていったことは間違いない。住民は他のどのヨーロッパの王国よりも財産を守られ、抑圧的な課税から保護されていたので、彼らの勤勉 (industry) は、自分が獲得するものは何でも享受できるという確かな見通しによって生まれたのだと考えるのが自然である。イギリスの国制 (English constitution) は、当時、現在では享受している多くの改善が欠けていたけれども、当時の他のヨーロッパの広大な国の政府と比較して、自由の制度 (a system of liberty) とみなされてよいであろう。」⁽¹¹⁾

以上のように、ミラーが「絶対王制」にみていたものは、その封建的利害の維持、再編の性格ではなく、「一定度のブルジョアの発展の産物」(マルクス) の側面であった。「絶対王制」を

「封建王制」の末期に位置づけながらもミラーは、それを「自然的自由の制度」(スミス)の初発段階と考えていたようである⁽¹²⁾。

以上のような経済的基礎過程の変革は政治に反映する。権力関係における「絶対王制」はどのように把握されるのか。この点を國王と議会の対抗関係についてのミラーの論述を中心にしてみらう。

(1) *Historical View, op. cit.*, pp. 364-375) ミラーは、これらの地域における経済発展の「通常のコース」を外国貿易と工業として把握している。すなわち、海運に便利な地理的環境をもつ国は、自国の商品のための販路を遠方に拡大することによって外国貿易を發展させるにつれ、次第に「自国産商品に多少とも労働を加えること」によって交換の際により多くの利潤を引き出し得る「ことに気づくようになる。そして原材料を仕上げ、「勤勉の習慣」(Habits of industry)を獲得し、職人仕事 (mechanical employment) に熟達するようになり、こうして製造業が発達する。

- (2) *Ibid.*, pp. 375-379.
- (3) *Ibid.*, pp. 379-383.
- (4) *Ibid.*, p. 383.
- (5) *Ibid.*, p. 383-384. (1)の基礎過程の変革の論理構造はスミスと全く同じである。cf. Adam Smith, *Wealth of Nations*, Bk III, ch IV, Glasgowed. Oxford, 1976, pp.412-422 (大河内一男監訳『国富論』中公文庫、五三一―六五頁)
- (6) *Ibid.*, p. 384.

(7) *Ibid.*, pp. 385-386.

(8) サー・ジェイムズ・スチュアートもスペインについて同様な認識を示している。自然環境に恵まれ、それゆえ非農業人口が多いにもかかわらず工業や製造業が不振のスペインについて次のように述べている。

「われわれは、工業と製造業とが国の非農業人口 (free hands) の従事すべき職業であると述べておいた。したがって彼らの割合が最大のところでは、工業がもっともよく繁栄するはずである。すなわち、住民が自生的な果実で生活する国々において、(7)とそうなるはずである)。しかし事実とはことなる。なぜか。そうなるのを妨げる、おなじ重要性を持つ別の事情があるからである。これらの人々は欲望というものを知らず、しかも欲望こそがインダストリーへの拍車なのである。」そしてスチュアートはスペインを「労働を知らない国」と呼ぶのである。Sir James Stewart, *An Inquiry into the Principles of Political Economy*, 2 Vols, 1767 (『経済学原理』加藤一男訳、東京大学出版会、一九八〇年。一〇五―一〇六頁) また、小林昇「サー・ジェイムズ・スチュアートと経済学における歴史主義」(『三田学会雑誌』七五巻特別号、一九八三年)も参照。なお訳文は小林論文から引用した。

- (9) 十七世紀におけるイギリス毛織物工業のセクター転換を暗示している。
- (10) *Historical View, op. cit.*, pp. 386-387.
- (11) *Ibid.*, pp. 389-390.
- (12) 自然的自由の制度の担い手たる独立生産者の誕生した段階ともいえる。

三 国王と議會

ミラーはノルマン征服以来増大してきた王権は、ヘンリー七世の時代にこれまでにないほど高まったとし、その原因として主に農業と商工業の改善をあげている⁽¹⁾。

まずミラーは農業と商工業の改善によって下層階級 (the lower class) が封建領主の従者 (retainer) という身分から解放され、自由農民又はトレイツマンや商人となり、⁽²⁾「そうした状況は、市民的自由にとつてきわめて有利な独立精神を生み、それは後になって王権に対抗される」と述べる。しかし「その勃興当初の国民大衆 (great body of the people) の力は、昔からの抑圧者たる大土地所有者に対抗するために王の支援を受けねばならないほどのものであった。」⁽³⁾ここで「国民大衆」は、二、三百の小君主を倒すために、その全部よりも強力な一人の君主を育成するという危険を招いた。⁽⁴⁾しかし「王と国民大衆の同盟は、王権威を増大させるのと同時に、議會の特権を守るのに間接的に貢献した」のである。というのは王による頻般な議會の召集、都市選挙区増設による庶民院議員の増加政策により議會の地位が高められ、「……議會の干渉を抑制することを企図したまさにその権力 (王権) が議會 (national council) にその権利を行使させた」からである。そして「国民大衆」の立場に立つミラーは、ヘンリー七世の政策を高く評価する。

「彼の治世において通過した制定法の中には、社会の自然な

ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」

改善と協調して、貴族の力を減退させる王の政策が見出される。」ミラーはその制定法のうち、限嗣相続権 (entail) を排除するための不動産占有回復訴訟法 (common recovery) を法的に認可したことを高く評価する⁽⁶⁾。

「こうして限嗣相続制の解体によって土地譲渡に無制限の自由が与えられた。貴族の手に不自然に蓄積されていた富の大部分は、その時代の奢侈の増大によって徐々に消失し、庶民の手に渡っていった。この変化の究極的結果がどのようなものであろうとも、その直接的結果は王にとって有利であることに間違いはなかった。」⁽⁷⁾そしてヘンリー七世の治世に制定された法を次のように総括するのである。

「多くの他の諸規則がこの治世に導入され、治世を改善し、下層身分の人々の勤勉や重要性を増進させた。」⁽⁸⁾

以上のように前節と同じくここでもミラーは、絶対王制による産業の封建的再編を意図する政策や立法にふれていない。ただ一面的に、国王の自らの利益を企図した政策や立法が、結果として国王自身に対抗することになる自由農民^{II}独立生産者を生み出してしまおうという主観的意図と客観的結果の区別^(II)「予期せざる結果」の方法を用いて絶対王制を描くだけである。

だがミラーは、絶対王制の事実としての専制的政策を、全く見落していたわけではない。すなわち、ミラーは王の専制的性格の側面として、歴史的に、一般法規の適用から除外されてきた王は、自らの意志で、特定個人の罪を免除するようになり、

「王の宣言」(royal proclamations) が強大な權威を獲得することや、政府の経費をまかなうために、人民に対する強制的な意味合いをもつ、徳税 (benevolence) の導入などあげ、議会の開催の延期、枢密院、星法院を中心とした、一方的かつ恣意的な (partial and arbitrary) 国制の運営を指摘している。

にもかかわらず、ミラーは、こうして、王の専制的政策を次のように論評するのである「全体として、イングラントの統治がヘンリー七世の治世に絶対的 (absolute) なものになったと考えるのは、大きな誤りである。逆以前からの国制に、何らかの実質的变化が生じたと信ずる根拠はない。王の力は増大したけれども、大権は依然として、前からの基礎の上にあった。王の權威は、議會 (national assembly) の權威に全く従属していた。そして王の恣意的抑圧的政策を阻止するべく、対策を講じておかなかつたとすれば、これは経験の欠如のせいであり、そのため、立法による救済が妨げられたのである。このような大権の乱用は、時として、不平不満を引き起こしたけれども、それほど、はなはだしいものにならなかつたし、それほど長く続きもしなかつたから、一般的限界が必要であるとの反対的運動も起こらなかつた。」⁽¹⁰⁾そして「古来の国制にしたがつて、立法権は、全く疑いもなく議會に与えられ、同じように、執行権すなわち宣戦布告権、軍隊召集及び軍事統帥権、一般に国防に備える権力は、王に託されたのである。」⁽¹¹⁾

ここで注意すべきは、経済的基礎過程の変革にもかかわら

ず、イギリスの国制には何らの変化もなかつたとしている点である。「絶対王制」の専制的政策は、その治世が結果として商品生産を展開させ発展させているという事実認識から、「古来の国制」の維持という規範に正統化原理によって正統化されてしまふのである。だからミラーは王による特定商人への独占権賦与という事実を把握しているのだが、それは「当時、商工業の奨励のために必要と考えられた」⁽¹²⁾のだと理解され、そこから得られる収入も王室財政にとつてそれほど大きなものではなかつたから、王の専制的政策ではないと簡単に肯定されてしまふのである。だからエリザベスの治世は次のように評価される。

「イギリス史上、エリザベスの時代ほど一様に輝かしく幸運な時代はない。アルフレッドの時代以来、かくも高く、それだけ価値のある人気を博し国民に広範な利益を与えた王はいなかつた。」⁽¹³⁾

このような「絶対王制」把握は、市民革命期へのミラーの言及の中でいつそう明らかとなる。

「全体として、この時代のイングラントの国制が自由の本質的原理を含んでいたことを納得するためには、その問題が二人の後継の王たちの治世において試された時のその反応に注目する必要がある。庶民院とスチュアート家の二人の最初の王との間の抗争の勃発の時、政府は全くエリザベスの時代と同じ基礎の上に立っていた。議会の権力が増大されてもいながつたし、王の権力が小さくなくてもいながつた。やがてその闘争の経過

の中で、議会在、その論駁の余地のない範圍を越えることなく、大権の侵害に抵抗するばかりではなく大権の限度を明らかにし定め、自由のより完全で正規の制度を確立するのに十分な権威をもっていたことがまもなく明らかとなった。⁽¹⁾

このようにミラーは、「絶対王制」のもとでの経済的基礎過程の変革として、すでに「商業的政府」と命名しているスチュアート期における革命的状況にあっても、なお国制としては不変であったというのである、すなわち市民革命の帰結として生まれる「自由のより完全で正規の制度」の萌芽はすでにスチュアート朝以前にはぐくまれていたというのである。

以上見てきたように、ミラーはヘンリー七世における商工業の発展にともなう王権の強化を強調するのだが、国制それ自体の変化は認めていない。そしてこの国制は、次の時代に区分されるスチュアート期においても変わらないとしているのである。しかし、財産所有関係の変革にともなう政治権力も変化するというミラーのテーゼからすれば、実態としては、やはり経済発展に伴って政治権力＝権力関係は変革されたと見なければならぬ。変わらないのは現実の権力関係ではなく、一節で述べた制限王制を本質とする、規範としての伝統的国制なのである。だから「絶対王制」期の国制が「自由の本質的原理」をもっておりその国制がそれ以前もそれ以後も変わらないとすれば、伝統的国制自体に「自由の本質的原理」が含まれていたと考えることができよう。したがって、ミラーは経済的基礎過程

ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」

程の変革から「絶対王制」を描き出しながらも、その経済的基礎過程の変革の原因と伝統的国制とを結合させる。結果として伝統的国制の中にその変革を促す究極的要因を見るのである。そして、それがゆえにこの伝統的国制は、すぐれて特殊イギリス的なものであった。

このことは、王権がもつとも絶対的になったかに見えるヘンリー八世の宗教改革においてより明らかになるであろう。

(1) ミラーはそのほかに、パラ戦争とヘンリー七世の個人的資質をあげているが、当然の事ながら、経済的基礎過程の変革をもっとも重要視している。

(2) この表現は、前節で分析したミラーの論述の別の角度からの言い換えにすぎないが、前節では明示的ではなかった農業の改善が、商工業の改善と並んで経済的基礎過程の変革として指摘されていることに注意しておきたい。ここは農業の改善による自由労働の創出を基礎として商工業が発展して封建領主の従者団を解体していく側面を指摘したものである。

(3) *Historical View, op. cit., pp. 331-333.*

(4) しかし、史実としてはヘンリー七世は、貴族領地の没収や王領地の経営改善により、十分な収入を得ていたから、臨時収入のためにそれほど議會を開くことはなかった。中村英勝『イギリス議会史』(有斐閣、一九七七年、五三頁。)

(5) ここでいうミラーの「国民大衆」(Great body of the People)は、スミスの言う奉行人、労働者、職人を指すものではなく、国王、貴族と対抗する勢力一般を意味している。

(6) ミラーは、限嗣相続権を事実上排除する法の認可を、ヘンリー七世の封建的土地所有を解体せしめる政策として高く評価したが、スミスもこの点については詳しく論じている cf. Adam Smith op. cit., ch. 2, pp. 381-396. (大河内訳、前掲、第二章、一一三三頁)

(7) *Historical View, op. cit., p. 403.*

(8) *ibid., p. 404.*

(9) *ibid., pp. 405-422.* 中にはいわゆる「従順議会」の様相が描写されている。後の展開でもわかるように、もちろんここでミラーは議会の機能が失われたとは考えていない。

(10) *ibid.*、ヘンリー七世の治世における王権の強大化を指摘しながらも、ミラーはそれが絶対王制であるとは認識していない。ここにも「古来の国制」という規範が強く影響をおよぼしている。ミラーの絶対王制を括弧つきにするゆえんである。

(11) *ibid., p. 405.*

(12) *ibid., p. 468.*

(13) *ibid., p. 446.* なお、テューダー朝を大陸のスペインやフランスと何ら異なるところのない専制抑圧的な絶対王制とみなすヒュームの見解に対して、ミラーは、当時のジョン・フォートスキュヤトマス・スミスのイングランドを制限王制とみなす論述を援用して当時の人々は、自分たちの国制を他のヨーロッパ諸国よりも民主的であると自覚していたのだとして批判している。

(14) *ibid., p. 469.*

四 宗教改革

周知のように、イギリス絶対王政の課題は、統一的国民国家を築くことであり、そのためには、中世以来の封建領主のもつ権力を、そぐことと、中世封建社会を支えたもう一つの柱であるカトリック教から独立することが必要であった。そして宗教改革は、イングランドにおいては政治革命という形をとって進化したから、近代イギリス史上の重要な画期をなしたのである。

このような意義をもつ宗教改革をどのようにミラーはみていたのだろうか。まずミラーは、宗教改革は「社会の一般的状態に生じた変化によって引き起こされた」ものだととして、その一般的原因を三つに分けて述べている。

すなわち第一に、ルネサンスの「学門の復活 (revival of letters)」により「知識を追求する人間の自然な性向」が妨げられなくなつて、キリスト教の基本的教義を検討するようになり、各人が宗教問題に自らの判断を下せるようになったこと。第二に、技芸の進歩や奢侈の進行が聖職者の人格的影響力を削減せしめたこと。

第三に「技術の改善」(improvement of arts)によつて、下層階級が特定の仕事に就くようになり、特定の上位者 (superior) に依存しなくなり、彼らは聖・俗のあらゆる専制 (tyranny) に抵抗するに至り、王権への抵抗に先立って教会

の篡奪 (usurpation) に抵抗するようになったこと。以上である。⁽²⁾

そしてミラーは、これら三つの原因は、当時のヨーロッパ諸国が、多かれ少なかれ、直面していた状況なのだが、国によっては、その結果が異なると指摘し、次に国際的視野からの特殊の原因の究明に移る。

その原因の第一として地理的条件をあげ、宗教改革は、ローマ教皇の權威はローマに近いほど強力であるから、辺境にある国ほど有利であるとして、「こうした事情は、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、イングランド、スコットランドよりも、イタリア、フランスにおいて、宗教改革を阻止しがちであった」と述べている。⁽³⁾

第二に、商工業の急速な発展をあげ、ドイツ諸都市、オランダ、イングランドからのカトリックの追放がその例であり、「こうして商業的改善が、カトリックの迷妄や、ローマ教皇支配を嫌悪させる傾向は、偶然が重って、そうしたカトリック支配が阻止された国と同じように、宗教改革が成功した諸王国の歴史に等しくみられた」と述べている。⁽⁴⁾

第三は、国土の狭さであり、国土の狭さが共和政体を生み出した国では、商工業の発展の帰結と同じような「自由の觀念」(notions of liberty) が世俗統治が聖職者統治へと拡大したとし、ジュネーブ、スイス諸州を引き合いに出している。⁽⁵⁾

以上のように、ミラーは宗教改革を最初に歴史の必然性、あ

ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」

るいは一般的傾向の観点から、その原因を探り、次に宗教改革の各国別の特殊性の観点から、偶然的要因を考慮に入れて、その成功又は不成功の原因を明らかにしている。啓蒙史観の枠組にあって、機械的因果的でありながらも、その「推測的歴史」は具体的な歴史分析においては、すぐれた歴史的思考方法を示していたといえよう。⁽⁶⁾

そしてミラーは宗教改革の特殊イギリス的分析に移る。さてミラーによれば、王の離婚問題を発端とするヘンリー八世の宗教改革は、修道院の解散、王が教会の首長となったこと、イングランドにおけるローマ教皇権の廃棄に象徴されるが、ミラーによれば、そうした一連の諸改革は「議會制定法 (act of Parliament) によって行われた。だがそれは、議會が、ヘンリー八世のエキセントリックな性格に、奴隷のごとく従ったことを意味するものではなかった。國民は王の政策によって、ローマ教皇支配から解放されることに満足したから、「專制的抑圧的な個々の立法 (particular acts of tyranny and oppression) にもあえて反対しなかったのである。こうした議會の態度は、議會自身の特権である立法権を失うところまでいった。すなわち、王の「宣言」(proclamations) が立法的性格をもつところまで高まったのである。「こうした王の権力が、もし「慣習」(usage) によって強固なものとなったらイングランドの統治は、フランスの統治がルイ十一世によってなされたのと同じくらいに、絶対的なものになったであろう。」⁽⁷⁾」だが、「幸運にも、

イングランド王は、議会の従順さから、大権のこの新たな部門〔宣言〕による立法〔筆者〕を行使する必要がなかった。〔1〕彼はそれを制度化するまで生きなかつたから、国制は、彼の後継者の治世において、もとに戻った。王に「新たな力の源泉と權威」を与えた修道院解散による膨大な富も、「商工業の改善の結果」〔王の経費が増加したために、結局自分の「勤勞」(industry)によって、富を蓄積することのできた「下層階級」の手に、わたることとなったのである。〕⁽⁸⁾

以上のようにミラーは、特殊イギリス的な宗教改革の一般傾向(商工業の発展)から、それが政治のリードにもとづいて行なわれたことを鋭く洞察した。しかし単にそれにとどまらず、その宗教改革把握の論理構造はミラーの鋭い歴史認識を示すものであった。すなわちそのようにして行われた宗教改革が絶対王政の権力を最高度に高め、その時点での、専制抑圧的な大陸的絶対王制か、そのうちに民主的政府への芽を含むところのイギリス的「絶対王制」かのあやうい拮抗が、特殊イギリス的な偶然的要因、すなわち「議会の従順」により、保たれたとして、その拮抗自身が、宗教改革の、とりわけ修道院の解散によって、最終的に富を獲得することのできた「下層階級」による、民主的政府樹立への可能性を生み出しているというのである。このように、ミラーは歴史の必然性、特殊的要因を駆使して、イギリス宗教改革のパラドックスを見事に描き出したのであった。

(1) *Historical View. op. cit.*, pp. 429-431. ミラーは、この点のさうに詳しい説明を、『国富論』第五編第一章の、中世ローマ教会の権力が商工業の発展によって掘りくずされ、各国で主権者の統治権が確立する過程を描いている箇所 (A. Smith, *op. cit.*, BKV Chap. I, pp. 803-804. 大河内監訳、前掲、Ⅲ、一八三—一八四頁) を全面的に引用して行っている。また同じ箇所の注で次のようなスミスへの称賛の言葉が語られている。

「私は、青年時代、市民社会史 (History of Civil Society) に関するかれの講義を聞き、また同じ問題についてかれの率直な意見を聞くことができて得るところが大きかった。このことについて、私はこの傑出した哲学者に恩義を感じていることを喜んで認めるものである。偉大なモンテスキューがその道を指し示し、かれはこの哲学の部門のペーコン卿であった。スミス博士はニュートンである。」

(2) *Ibid.*, pp. 431-432. 言う下層階級の王権への抵抗とはチャールズ二世と議会との抗争を指す。ミラーは、宗教改革におけるローマカトリック教と国王・人民の対抗関係と、イギリス革命における国王と議会の対抗関係を同じ性格のものと考えている。

(3) *Ibid.*, pp. 433-434. ヒルもややことなる意味合いにおいてだが、結果において同様の指摘をしている。

「教会は長いあいだ、フランスやスペインのような大国の支配者にとつて権力と富との源泉であった。一六世紀のはじめにローマと決裂した政府はイングランド、スウェーデン、デンマーク、スイス、スコットランドのようにカトリック文明の辺境にあり、支配者がローマ法王ときびしい取引をやってのけるほど強力でない二

流国であった。(Christopher Hill, *Reformation to Industrial Revolution A Social and Economic History of Britain, 1530-1750* Weidenfeld & Nicolson, 1967. 浜林正夫訳『宗教改革から産業革命へ未来社』一九七〇、三八頁)。

(4) *ibid.*, pp. 434-435 ミラーはこの「商工業の発展」を「偶然的な原因」(accidental circumstances)ではないと規定している。

特殊・個別的原因の中の一一般性をもった基礎的な原因として「商工業の発展」を位置づけているようである。なお、オランダは後に国王による弾圧によって宗教改革は坐折したとされている。

(5) *ibid.*, pp. 435-436. スイス諸州における宗教改革は、後にローマ教皇在任地に近かったことにより不成功に終わったとされている。

(6) ミラーの歴史観が、師のスマイスと同じく基本的には啓蒙主義の枠組にあったことは、『イギリス統治史論』のサクソン人の生活様式の変化の段階論的認識(牧畜→農業)にも示されているし、とりわけミラーのもう一つの著書『階級起源論』(Observations concerning the Distinction of Ranks in society First edition 1771,

The Origin of the Distinction of Ranks, third edition, 1779) は、必ずしも世界史の発展段階を示すものではない四段階論(狩猟→牧畜→農業→商工業)、古代と近代、闇と光、未開と文明といった様々な目的合理的なシェーマが、その歴史把握に用いられているところから明らかである。ところがすでにミラーは、『階級起源論』においても因果論的歴史の一般法則、あるいは社会発展論ばかりではなく、歴史の特殊性、個別性にも注意を払っていた。このような啓蒙主義を逸脱して歴史主義へと接近する、当時としては卓越した

ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」

歴史認識には、やはりスコットランド歴史学派全体に大きな影響をおよぼしたモンテスキューの歴史観が色濃く影を落としていた。次のようなマイネッケによるモンテスキュー評価をミラーの歴史把握と比較されたい。

「彼がこの二つの思考方法—人間の事物およびその無数の特殊原因の多様性を認識する経験的感覚と、この多様性を支配し終局においてそれを解明する理性にかなった統一、つまり人々があらゆる多様性の流出する源泉であるとみなした最高の法則を認める感覚—を広く包括して互いに総合し浸透させようと努めたのは、たしかに彼の功績にほかならなかった。」(Friedrich Meinecke, *Die Entstehung des Historismus*, 1936. 菊盛・麻生訳『歴史主義の成立』上、筑摩書房、一九六八年、一三五頁) なお『階級起源論』の概要については拙稿「ジョン・ミラーにおける市民社会史」『立教経済学論叢』第二〇号、一九八二年を参照、また、最近の『階級起源論』の研究としては田中秀夫氏の「ジョン・ミラー研究序説(1)——『階級区分の起源』(一七七一、一七七九)の主題、方法、構成について(上)——」(『甲南経済学論集』第三三巻第一号、一九八二年、(2) 同、第三三巻、第三号、(3) 同、第二四巻、第一号、(4) 同、第二四巻、第二号)が、広範なバースペクティブのもとに詳細な『階級起源論』の紹介を行っており、また研究史の紹介もゆききどいていてきわめて有益である。また、鈴木亮氏も、田中氏とは異なる視点から、『階級起源論』の詳細な紹介を行っている。「ジョン・ミラー『階級区分の起源について——スマイスの時代の「家族、私有財産、国家の起源」——」(『佐賀大学経済学論集』第一四巻、第三号、一九八二年、(一) 同、第一六巻、第二号、一九八三年)

(7) *Historical view, op. cit., p. 442.* 王権がイギリス史上最高度に高まったヘンリー八世の治世が、特殊イギリス的な「古来の国制」＝制限王制の限界内にとどまるか、あるいは専制抑圧的な大陸的絶対王制への道を歩むかの岐路であったとのミラーの認識を示すものである。

(8) *ibid., p. 443.*

おわりに

最後に、これまで検討してきたミラーの歴史認識および「絶対王制」把握の特徴を、本論ではふれられなかった部分も含めて整理するとともに、ミラーの視角からの『国富論』第三編におけるスミスの歴史把握の論理構造の若干の検討を行って結びとしたい。

ミラーは、中世封建制社会の研究を通してそこに成立する国制の本質を制限王制とみた。そしてそれは、後に「古来の国制」論として規範化されるのだが、ともあれ、この「古来の国制」は、王権が強まり最高度に絶対化した時も、特殊イギリス的事情により、維持されたのである。むしろ、王の権力の高まりにつれて、その時代環境とともに完成へと向かったといつてよい。こうした特殊状況の当然の帰結として、ジェイムズ一世即位以前のイギリス統治は、あらゆる他のヨーロッパの諸王国の統治とは区別されるようになった。この「特殊状況」をもっと具体的に言えば、大権が制限されていたこと、議会は一般民

衆の意志によって構成され、大きな権力をもっていたこと、陪審員制度により人民の権利が保障されていたことなどであった。⁽¹⁾

このようなイギリス「絶対王制」の性格は、商工業を發展させ、それともなう貨幣経済の展開により、近代的生産力の担い手たる自由農民層・独立生産者層を広範に成立させるに至った。そしてこのような経済的基礎過程の変動は、当時起こった商業革命・価格革命の影響を、他のどのヨーロッパ諸国よりも、イギリスに有利に導く契機となり、その後のイギリスの政治的、経済的発展の基礎となったのであった。だから、ミラーにとって「絶対王制」とは、封建的諸利害の再編を担った国家体制ではなく、いずれば、イギリスに、政治的、経済的発展をもたらすであろう市民的自由を、はじめて確立した近代国家なのであった。封建権力（＝封建貴族）は、国王と議会（＝民衆）の協同戦線および、貨幣経済の展開によって打倒されつつあったのである。国王自身の専制的性格は、封建権力の打倒のための必要悪にすぎず、そのかぎりでは是認されるべきものであった。⁽²⁾しかし封建権力打倒後に、なお国王が専制的な政策を行ったとすれば、それは「古来の国制」からの逸脱であり、阻止されるべきものであった。だからミラーにとって市民革命が打倒し、克服すべき相手は、王制それ自体ではなく、国王の専制権力なのであって、したがって市民革命の帰結は「古来の国制の修正」なのであり、市民的自由の拡大なのであった。⁽³⁾この

ように、絶対王制の封建的性格を認識しえなかったことは、ミラーをして市民革命の意義を見失わせるものであった。

しかしながら、以上のような歴史把握は、歴史発展における、一般と特殊、主観的意図と客観的結果の区別（『予期せざる結果』という卓越した歴史理論の巧みな操作によって行われたものであることを指摘しておきたい。

たとえば、一節で見たように、商業革命と価格革命というヨーロッパ諸国全体にとつての一般的状況の中で、なぜイギリスだけが特殊的に、この状況を自国に有利に利用できたのかを、逆の結果を招いたスペインとの対比の中でみごとに明らかにしている個所や、三節で見たような、宗教改革を一般原因と特殊原因の二段階とその組み合わせによって把握している点は、啓蒙主義の枠組みを越える、緻密ですぐれたミラーの歴史把握を示すものであった。また、主観的意図と客観的結果の区別（『予期せざる結果』についても、国王の利己的な行動が、いづれは自分に大きく立ちふさがる議会（『民衆』）を育成する結果を招いたことや、パラドキシカルに描かれた宗教改革を想起すれば、その卓越性は明らかであろう。

さて、ここまでくればミラーの『イギリス統治史論』が、その歴史把握において『国富論』の影響下に成立したことは、容易に推測できよう。そこで最後に、ここで明らかにになったミラーの歴史認識の観点から『国富論』第三編のスマイスの歴史叙述、その中でもきわめて重要と思われる資本投下の自然的順序

がヨーロッパにおいて表現される論理構造に焦点をしばって検討を加えてみたい。ここでの歴史叙述の論理構造は簡単に約説すれば、次の通りであろう。まずスマイスは、その独自の資本投下の自然的順序論をもって、ローマ帝国没落以降のヨーロッパの歴史を、資本投下が、逆行的順序であったと批判的に把握し、にもかかわらず、資本投下の自然的順序が、絶対王制期に、イギリスにおいて実現され、産業革命が開始するまでの過程を描き出している。そしてスマイスは、その逆行的順序から自然的への反転を封建的大土地所有者の虚栄心と、商工業者の利己心の意図せざる結果によって生じたものであるとしている。以上のような資本投下の自然的順序から逆行的順序への反転の論理に、ミラーの国制論的視角を重ね合わせれば次のようになるであろう。⁽⁵⁾

すなわち、資本投下の逆行的順序は、封建制下で行われており、それは、ヨーロッパ諸国に共通な一般的事情であった。しかし他のヨーロッパ諸国とは異なって、イギリスにはこの逆行的順序を反転せしめる転機が内在していた。そして、この転機こそ、ヘンリー八世の治世における危機的状況をかろうじてくぐり抜け維持された「古来の国制」に制限王制であったのである。そしてこの「古来の国制」という転機は、逆行的順序を自然的順序へと反転させ、歴史の進行の中で自らを止揚するとともに、自然的自由の制度を実現していくのである。換言すれば、逆行的順序を自然的順序へと反転させる「見えざる手」

という転輸手は、「古来の国制」という転輸機をもつイギリスにおいてのみ機能するのである。

もしスミスの逆行的順序から自然的順序への反転の論理を以て上のように考えてよいとすれば、資本投下の自然的順序論は、理論それ自体の妥当性は別にしても、特殊イギリス的状况においてしか適合しないのだから、一般理論としては成立しえないことになる。にもかかわらず、スミスはこの特殊イギリス的状况においてのみ適合する理論を、自然的に加工して一般化し、重商主義批判に適用してその上で自由貿易論を展開していく。それゆえその自由貿易論は、その後イギリス産業資本の世界市場支配のための有力な武器になりえたのである。まことに「スミスの歴史観は、その到達点において（ばかりではなく、出発点においても——筆者）諸国家諸国民世界のためのものはなかった」といえよう。

最後に、以上のことに関連してミラーの政治的立場について指摘しておきたい。すでに述べたように、ミラーは伝統的国制論の立場であり、それも学問的基礎づけを前提として、その規範的性格を明確に認識し、歴史分析に、あるいは政治的主張に利用しようという「科学的ウィッグ」の立場であった。したがってミラーが、前に指摘したようにラディカルイズムとは原理的に全く異った立場にあるところから、政治的にも断絶していたことはまちがいないであろう。ところで、フランス革命に反対してプライスやペインと激しい論争を繰り広げたバークは、強

固な伝統的国制論に依拠していた。それではバークと同じ伝統的国制論の立場にありながら、諸会改革運動に参加し、フランス革命に好意的であったミラーは、どのように位置づけられるべきか。伝統的国制論を否定せず、名譽革命体制の矛盾・欠陥を強調し、これを打破しようとした、当時代表的な民衆の政治的結社であった「ロンドン通信協会」との原理的相違はどこにあるのか。これらの点については、ミラーのイギリス革命論および名譽革命体制論、その他の政治的パンフレットをスミスの重商主義批判と比較検討することにより解明への手がかりがつかめるのではないかと思われるが、それには稿を改めねばならない。

いずれにせよミラーが、そのラディカルな政治的外観にもかかわらず、原理的にはバークと同じ伝統的国制論の立場をとっていたかぎりにおいて、名譽革命体制を批判するにせよその打倒を目ざすほど過激な立場ではなかったことは確かであろう。それゆえミラーは最後までスミスの「もっとも親しい友人の一人」たりえたのである。

(1) *Historical View, op. cit.*, ミラーは陪審員(jury)制度をイギリスに独自の民主的裁判制度として高く評価し、その起源から成立までを詳しく論じている。(Ibid., p. 310-313)

(2) 「封建王制」(Feudal monarchy)という規定にあるように、ミラーが「絶対王制」を全く封建的性格を欠いた政治体制とみなしていたわけではないが、この時点で議会(「民衆」との対抗関係にあ

るのはむしろ封建領主（＝貴族）であるから、封建権力という場合、封建領主の方がクロスアップされている。

(3) 「商業的政府」という規定があるように、この時点での王制は、もはや封建的基盤の上に成立しているのではないと認識されている。したがって、もはや王制を倒す必要はなく、必要なのはただ「修正」でしかないのである。

(4) これらの歴史理論がモンテスキューの影響によるものであることは、前に指摘した通りである。

(5) 『国富論』第三編で描かれた、スミスの資本蓄積論的視角からする、原始蓄積過程へ接近、自由農民を起点とする近代資本主義の形成過程の具体的把握にくらべれば、ミラーの歴史把握が、平板で、ややシェーマティックな感は否めない。しかしすでに述べたような、その卓越した歴史把握の方法に裏うちされた、ミラーの国制論的視角からする絶対王制把握は、その視角からする限界のゆえに、権力構造、権力関係の分析を欠くスミスの絶対王制認識を補充しようものではないかと思われる。

(6) 小林昇『『国富論』における原始蓄積の把握について』、『国富論の成立』一九七六年、岩波書店、所収、二九八頁。同『著作集』Ⅱ、二四四頁。

(7) 松浦高嶺「『名譽革命体制』とフランス革命」、(柴田三千雄、成瀬治編『近代史における政治と思想』所収、一九七七年。)を参照、松浦氏は、本論文において、パークとペインの対立を伝統的国制論(コンステイチュションナリズム)とラディカリズムの対立という枠組において捉え、フォックスも「政治思想史の流れの中で捉えようとする場合」この基本的枠組の中でなされなければならないとし

ている。政治的立場として全くフォックスと同軌跡をたどったミラーの政治思想を考える場合、右の指摘はきわめて示唆的である。

(8) 事実、ミラーの加わった「人民の友の会」はその運動方針は、きわめて穏健であり、イギリスの国制を守り、暴力は使わず、議会への請願という形で合法的に議会改革運動をすすめていこうというものであった。(H. W. Metke, *Scotland and the French Revolution*, 1912. reprinted 1969, chap. V)